



平成26年9月3日

各 位

会 社 名 ニ ッ パ ツ ( 日 本 発 条 株 式 会 社 )  
代 表 者 代 表 取 締 役 社 長 玉 村 和 己  
(コード番号:5991、東証第1部)  
問 合 せ 先 企 画 管 理 本 部 総 務 部 長 野 島 善 一  
(TEL: 045-786-7513)

## 2019年満期米ドル建転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ

当社は、平成26年9月3日開催の取締役会において、2019年満期米ドル建転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」という。）の発行を決議いたしましたので、その概要につき下記の通りお知らせいたします。

### 【本新株予約権付社債発行の背景】

当社グループは1939年9月の創立以来、「グローバルな視野に立ち、常に新しい考え方と行動で企業の成長を目指すと共に、魅力ある企業集団の実現を通じて豊かな社会に貢献する」企業理念に基づき、様々な産業の発展に貢献してまいりました。世界トップのばねメーカーとして、自動車用懸架ばね、自動車用シート、精密ばね、HDDサスペンションなどの高度な開発力と技術力は、自動車分野のみならず、情報通信、産業・生活などの分野においても高く評価され、市場が求める様々なニーズにお応えしています。また、早くから世界経済の変化に対応し、1963年にタイ、1986年に米国で合弁会社を設立し進出、その後も新興国など成長市場をめぐる海外自動車部品メーカーとの競合環境が激化するなか、1998年にインド、2002年に中国でそれぞれ合弁会社を設立、近年では2013年にメキシコで自動車用懸架ばね生産会社と当社連結子会社のトープラの現地法人を設立、今年度の2014年3月にはオランダに欧州持株会社とそのドイツ支店を設立し、日系自動車メーカーへのタイムリーな対応と外資系自動車メーカーへの販売シェアを拡大するための海外展開を進めてきました。これらの経営基盤と、想定以上の円安効果により、当社は昨年度に売上高・営業利益・経常利益・当期純利益で過去最高を更新しました。

現在も世界経済は、米国で緩やかな回復基調が継続し欧州でも持ち直しの動きが見られる一方、中国と一部のアジア新興国の経済成長が減速するなど、引き続き大きく変化しています。当社は、今年度から2017年3月期までの中期経営計画「16中計」において、よりしなやかに世界経済の変化に対応しつつ成長していく「創造挑戦型企業」「開発提案型企業」を目指し、先進技術へのチャレンジ、新しい事業分野の開拓、さらなるグローバル化やCSRへの対応、といったテーマにグループ一丸となり取り組んでおります。

これらのテーマを確実に成果に結びつけるべく、当社は今年度から、次世代軽量化ばねの開発・早期量産化や、海外新規拠点の収益貢献の早期化のために、新製品・海外新拠点に対する研究開発と設備投資を積極化しております。また、グローバル開発調達供給体制の構築と海外拡販による売上増と、国内外の既存生産ラインの更なる生産性向上と生産能力増強により、積極的な設備投資を継続してまいります。これらの成長戦略を実現するための資金調達手法を検討するなかで、アセット・ライアビリティ・マネジメント(ALM)による為替リスクをヘッジするとともに米ドル建資金をゼロ・クーポンで調達可能であることから、当社は本新株予約権付社債の発行を決議するに至りました。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。

また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

### 【調達資金の使途】

本新株予約権付社債の発行による手取金約1億米ドルについては、2015年12月末日までに、以下に充当することを予定しています。

- ① 当社米国子会社のNHKインターナショナルがその株式を100%保有するニッパツメキシコにおける、自動車用懸架ばね（スタビライザ及びコイルばね）事業のための、事業資金及び設備投資資金として、約14百万米ドル、同じくNHKインターナショナルがその株式を33.3%保有するトープラファスナー・ド・メヒコにおける事業資金及び設備投資資金として、約8百万米ドル。
- ② 当社米国子会社4社における設備投資資金として、NHKオブアメリカサスペンションコンポーネンツ（NASCO）で約18百万米ドル、ニューメーサーメタルス（NMMI）で約25百万米ドル及びNHKシーティングオブアメリカ（NSA）で約15百万米ドル、並びにNHKスプリングプレジジョンオブアメリカ（NSPA）における設備投資資金として約7百万米ドルの、合計約65百万米ドル。
- ③ 次世代軽量化巻ばねの研究開発投資資金として、約5百万米ドル。
- ④ その他海外子会社の運転資金のための貸付金などに残額を充当予定。

### 【本新株予約権付社債発行の狙い】

当社は成長投資資金の調達手法を検討した結果、以下のような狙いから本新株予約権付社債の発行を決定いたしました。

- ① 本新株予約権付社債は、米ドル建てで、かつ、長期多額の資金調達にもかかわらずゼロ・クーポンで発行されるため、当社グループの米ドル建資金需要に対応しつつ、米ドル建ベースでの金利コストの最小化を図った最適な資金調達であること。
- ② 本新株予約権付社債の発行は、当社グループの米ドル建の収入及び資産に対して米ドル建てでの負債調達となることから、アセット・ライアビリティ・マネジメント（ALM）による為替リスクの軽減に資するものであること。
- ③ 本新株予約権付社債は、時価を上回る転換価額の設定、転換制限条項の付与により、発行後の一株当たり利益の希薄化を極力抑制することで既存株主の皆様の利益に配慮した、負債性の高い設計であること。

### 【転換制限条項について】

株価が転換価額の一定水準を一定期間上回らない限り、新株予約権付社債権者が新株予約権を行使できない条項をいいます。本新株予約権付社債においては原則として、各四半期の最終20連続取引日において、それぞれの取引日における当社普通株式の終値を当該取引日における為替レートにより米ドルに換算し1セント未満を四捨五入した金額が当該四半期の最終取引日の転換価額の120%（1セント未満を四捨五入）を超えた場合に限り、新株予約権付社債権者は翌四半期において新株予約権を行使することができます。ただし、満期償還期日の3ヶ月前の日以降は、いつでも新株予約権の行使が可能となります。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。

また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

## 記

1. 社 債 の 名 称 日本発条株式会社2019年満期米ドル建転換社債型新株予約権付社債  
(以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債部分を「本社債」、  
新株予約権部分を「本新株予約権」という。)
2. 本 社 債 の 払 込 金 額 本社債の額面金額の100.0%
3. 本新株予約権と引換えに  
払 い 込 む 金 銭 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。
4. 本新株予約権の割当日及び  
本 社 債 の 払 込 期 日 ( 発 行 日 ) 2014年 9 月 22 日
5. 募 集 に 関 す る 事 項
  - (1) 募 集 の 方 法 Mizuho International plc及びNomura International plc (以下「買  
取人」と総称する。)の総額個別買取引受によるスイス連邦その他欧  
州を中心とする海外市場(但し、アメリカ合衆国を除く。)における  
募集。但し、買付けの申込みは買取契約書(下記6(3)②に定義する。)  
の締結日の翌日午前8時(日本時間)までに行われるものとする。  
(2) 本新株予約権付社債の  
募 集 価 格 ( 発 行 価 格 ) 本社債の額面金額の102.5%
6. 本新株予約権に関する事項
  - (1) 本新株予約権の目的  
で 有 限 公 司 の 種 類  
及 び 数 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その行使に  
より当社が交付する当社普通株式の数は、行使請求に係る本社債の額  
面金額の総額を下記(3)記載の転換価額で除した数とする。但し、行  
使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わな  
い。  
(2) 本新株予約権の総数 各本社債に付する本新株予約権の数は1個とし、2,000個を発行する。  
(3) 本新株予約権の行使に  
際 して 出 資 さ れ る 財 産  
の 内 容 及 び そ の 価 額 ① 各本新株予約権の行使に際しては、各本社債を出資するものと  
し、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。  
② 転換価額は米ドル建とし、当初、当社の代表取締役又は取締役専  
務執行役員企画管理本部長が、当社取締役会の授権に基づき、投  
資家の需要状況及びその他の市場動向を勘案して決定する。但  
し、当初転換価額は、本新株予約権付社債に関して当社、買取人  
及びその他の当事者との間で締結する社債買取並びに支払及び行  
使受付代理契約書(以下「買取契約書」という。)の締結日におけ  
る当社普通株式の終値を本日午後3時(日本時間)現在のロイタ  
ー・スクリーン・ページ「JPNU」に表示された米ドル円直物外国  
為替レートの仲値により米ドルに換算した額に1.0を乗じた額を  
下回ってはならない。一定の日における当社普通株式の「終値」  
とは、株式会社東京証券取引所におけるその日の当社普通株式の  
普通取引の終値をいう。  
③ 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式  
の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。  
また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

する当社普通株式を処分する場合には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（当社の保有するものを除く。）の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、一定限度を超える配当の支払い、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行が行われる場合その他一定の場合にも適宜調整されることがある。

- (4) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- (5) 本新株予約権を行使することができる期間  
2014年10月6日から2019年9月6日の銀行営業終了時（ルクセンブルク時間）までとする。但し、(i) 下記7(4)②記載の本社債の繰上償還の場合には、当該償還日の5営業日（以下に定義する。）前の日の銀行営業終了時（ルクセンブルク時間）まで、(ii) 下記7(4)③記載の本社債の買入消却の場合には、本新株予約権付社債が消却のためにMizuho Trust & Banking (Luxembourg) S. A. に引き渡された時まで、また(iii) 下記7(4)④記載の期限の利益の喪失の場合には、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2019年9月6日の銀行営業終了時（ルクセンブルク時間）より後に本新株予約権を行使することはできない。上記にかかわらず、当社の組織再編等（下記7(4)②(ロ)に定義する。）を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合には、組織再編等の効力発生日から14日以内のいずれかの日に先立つ30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することができないものとする。上記にかかわらず、本新株予約権は、本新株予約権の行使の効力が発生する日本における暦日（又は当該暦日が東京営業日（以下に定義する。）でない場合は翌東京営業日）が、株主確定日（以下に定義する。）の2東京営業日前の日（当該株主確定日が東京営業日でない場合には、当該株主確定日の3東京営業日前の日）（その日を含む。）から当該株主確定日（又は当該株主確定日が東京営業日でない場合には、当該株主確定日の翌東京営業日）（その日を含む。）までの期間に該当する場合には、行使することができない。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する日本法、規制又は実務が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができる。「株主確定日」とは、社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項に関連して株主を確定するために定められた日をいう。

「営業日」とは、ロンドン、ルクセンブルク及び東京において銀行が通常の営業を行っている日をいい、「東京営業日」とは、東京において銀行が営業を行っている日をいう。

(6) その他の本新株予約権  
の行使の条件

(イ) 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

(ロ) 2019年6月20日(但し、当日を除く。)までは、本新株予約権付社債権者は、ある四半期(1暦年を3ヶ月に区切った期間をいう。以下、本(ロ)において同じ。)の最後の取引日(以下に定義する。)に終了する20連続取引日において、それぞれの取引日における当社普通株式の終値を当該取引日における為替レート(以下に定義する。)により米ドルに換算し1セント未満を四捨五入した金額が、当該最後の取引日において適用のある転換価額の120%(1セント未満を四捨五入)を超えた場合に限って、翌四半期の初日から末日(但し、2019年4月1日に開始する四半期に関しては、2019年6月19日)までの期間において、本新株予約権を行使することができる。但し、本(ロ)記載の本新株予約権の行使の条件は、以下①、②及び③の期間は適用されない。

- ① 株式会社格付投資情報センター若しくはその承継格付機関(R&I)による当社の長期個別債務格付又は本新株予約権付社債の格付(格付がなされた場合に限る。以下同じ。)がBBB-(格付区分の変更が生じた場合には、これに相当するもの)以下である期間
- ② 当社が、本新株予約権付社債権者に対して、下記7(4)②記載の本社債の繰上償還の通知を行った日以後の期間
- ③ 当社が組織再編等を行うにあたり、上記(5)記載のとおり本新株予約権の行使を禁止しない限り、当該組織再編等の効力発生日の30日前以後当該組織再編等の効力発生日の1日前までの期間

なお、「取引日」とは、株式会社東京証券取引所が開設されている日をいい、当社普通株式の終値が発表されない日を含まない。

一定の日における「為替レート」とは、当該日における直物外国為替レートをいい、当該日の午後3時(日本時間)現在のロイター・スクリーン・ページ「JPNU」(又は米ドル円の為替レートを表示する代替ページ)に表示される米ドル円直物外国為替レートの仲値により決定される。ロイター・スクリーン・ページに当該レートが表示されない場合には、下記(7)記載の新株予約権行使請求受付代理人が誠実かつ商業上合理的に決定したレートをいう。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

- (7) 本新株予約権の行使請求受付場所  
(新株予約権行使請求受付代理人)
- Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A.
- (8) 当社が組織再編等を行う場合の承継会社等による新株予約権の交付
- (イ) 組織再編等が生じた場合には、当社は、承継会社等（以下に定義する。）をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させることができる。かかる承継をさせる場合、当社は、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるものとし、また、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。本(イ)記載の当社の努力義務は、当社がMizuho International plcに対して下記7(4)②(ロ)(iv)記載の証明書を交付する場合には、適用されない。
- 「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び／又は本新株予約権に係る当社の義務を承継する会社をいう。
- (ロ) 上記(イ)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとする。
- ① 新株予約権の数  
当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債の所持人が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。
  - ② 新株予約権の目的である株式の種類  
承継会社等の普通株式とする。
  - ③ 新株予約権の目的である株式の数  
承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編等の条件等を勘案の上、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記(i)又は(ii)に従う。なお、転換価額は上記6(3)③と同様の調整に服する。
    - (i) 合併行為（下記7(4)②(ロ)に定義する。）又は持株会社化行為（下記7(4)②(ロ)に定義する。）の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付される場合は、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。

また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

(ii)組織再編等の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債の所持人が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該社債の価額は、承継された本社債の額面金額と同額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編等の効力発生日から、上記(5)に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

⑥ その他の新株予約権の行使の条件

各新株予約権の一部行使はできないものとする。また、承継会社等の新株予約権の行使は、上記(6)(ロ)と同様の制限を受ける。

⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

⑧ 組織再編等が生じた場合

承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取扱いを行う。

⑨ その他

承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。

(ハ) 当社は、上記(イ)の定めに従い本社債に基づく当社の義務を承継会社等に承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。

(9) 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と本社債の利

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。

また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

率、払込金額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととした。

#### 7. 本社債に関する事項

- (1) 本社債の総額 1億米ドル
- (2) 各本社債の額面金額 50,000米ドル
- (3) 本社債の利率 本社債には利息を付さない。

#### (4) 償還の方法及び期限 ① 満期償還

2019年9月20日に、本社債の額面金額の100%の価額で償還する。

#### ② 繰上償還

##### (イ) 税制変更による繰上償還

当社は、下記(7)①に基づき追加額支払の義務が発生したこと又は本社債に関する次回の支払に関し追加額支払の義務が発生しうることをMizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A.に了解させた場合、本新株予約権付社債の所持人に対して30日以上60日以下の事前の通知を行うことにより、2014年9月23日以降、残存する本社債の全部（一部は不可）をその額面金額の100%の価額で繰上償還することができる。

##### (ロ) 組織再編等による繰上償還

下記の場合には、当社は、本新株予約権付社債の所持人に対して30日以上事前の通知を行った上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該組織再編等の効力発生日より前の日とする。）において、残存する本社債の全部（一部は不可）を、以下に述べる償還金額で繰上償還する。

- (i) 本社債に基づく当社の義務の承継会社等による承継を伴わない合併行為が行われる場合
- (ii) 本社債に基づく当社の義務の承継会社等による承継を伴わない持株会社化行為が行われる場合
- (iii) 本社債に基づく当社の義務の承継会社等による承継を伴わない組織再編等が行われる場合
- (iv) 当社が、承継会社等の普通株式が、関連する組織再編等の効力発生日において上場が達成されていること又は上場が維持されていることを当社がその時点で想定していない旨の当社代表取締役の署名した証明書を当該組織再編等の生じた日又はその前にMizuho International plcに対して交付した場合

上記償還に適用される償還金額は、上記6(3)②記載の転換価額の決定時点における金利、当社普通株式の株価、ボラティリティ及びその他の市場動向等を勘案した当該償還時点における本新株予約権付社債の価値を反映する金額となるように、償還日及び本新株予約権付社債のパリティに応じて、一定の方式に従って算出さ

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。

また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。



れるものとする。かかる方式に従って算出される償還金額の最低額は本社債の額面金額の100%とし、最高額は本社債の額面金額の180%とする（但し、償還日が2019年9月7日から2019年9月19日までの間となる場合には、償還金額は本社債の額面金額の100%とする。）。かかる方式の詳細は、当社代表取締役又は取締役専務執行役員企画管理本部長が、当社取締役会の授権に基づき、上記6(3)②記載の転換価額の決定と同時に決定する。

「組織再編等」とは、合併行為、会社分割行為（以下に定義する。）、持株会社化行為及びその他の本社債に基づく当社の義務を承継会社等に承継させる組織再編行為をいう。

「合併行為」とは、当社が他の法人と新設合併し、又はこれに吸収合併される（当社が存続会社となる新設合併又は吸収合併を除く。）旨の決議が当社の株主総会（又は、株主総会における決議が必要でない場合には、当社の取締役会）で承認された場合をいう。

「会社分割行為」とは当社が新設分割又は吸収分割を行う（本社債に基づく当社の義務を当該分割の相手方に承継させる場合に限る。）旨の決議が当社の株主総会（又は、株主総会における決議が必要でない場合には、当社の取締役会）で承認された場合をいう。

「持株会社化行為」とは、当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる旨の決議が当社の株主総会（又は、株主総会における決議が必要でない場合には、当社の取締役会）で承認された場合をいう。

(ハ) 上場廃止等による繰上償還

(i)金融商品取引法に従って、当社以外の者（以下「公開買付者」という。）により当社普通株式の公開買付けが行われ、(ii)当社が、金融商品取引法に従って、当該公開買付けに賛同する意見を表明し、(iii)当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得の結果当社普通株式の上場が廃止される可能性があることを公開買付届出書等で公表又は容認し（但し、当社又は公開買付者が、当該取得後も当社が日本の上場会社であり続けるよう最善の努力をする旨を公表した場合を除く。）、かつ、(iv)公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合には、当社は、実務上可能な限り速やかに（但し、当該公開買付けによる当社普通株式の決済開始日から14日以内に）本新株予約権付社債の所持人に対して通知した上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該通知の日から14東京営業日目を降30東京営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、上記(ロ)記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額（その最低額は本社債の額面金額の100%とし、最高額は本社債の額面金額の180%とする。但

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。

また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

し、償還日が2019年9月7日から2019年9月19日までの間となる場合には、償還金額は本社債の額面金額の100%とする。)で繰上償還するものとする。

上記にかかわらず、当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日の後に組織再編等又はスクイーズアウト事由(下記(ホ)に定義する。)を生じさせる予定である旨を公開買付届出書等で公表した場合には、本(ハ)記載の当社の償還義務は適用されない。但し、かかる組織再編等又はスクイーズアウト事由が当該決済開始日から60日以内に生じなかった場合には、当社は、当該60日間の最終日から14日以内に本新株予約権付社債の所持人に対して通知した上で、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、当該通知の日から14東京営業日目以降30東京営業日目までのいずれかの日とする。)に、残存する本社債の全部(一部は不可)を、上記償還金額で繰上償還するものとする。

当社が本(ハ)記載の償還義務と上記(ロ)又は下記(ホ)記載の償還義務の両方を負うこととなる場合には、上記(ロ)又は下記(ホ)の手続が適用されるものとする。

#### (ニ) クリーンアップ条項による繰上償還

本(ニ)の繰上償還の通知を行う前のいずれかの時点において、残存する本社債の額面金額合計額が発行時の本社債の額面金額合計額の10%を下回った場合、当社は、2014年9月23日(その日を含む。)から2019年9月19日(その日を含む。)までの間、本新株予約権付社債の所持人に対して、30日以上60日以下の事前の通知を行った上で、残存する本社債の全部(一部は不可)をその額面金額の100%の価額で繰上償還することができる。

#### (ホ) スクイーズアウトによる繰上償還

当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式の全てを対価をもって取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合(以下「スクイーズアウト事由」という。)、当社は、実務上可能な限り速やかに(但し、当該スクイーズアウト事由が生じた日から14日以内に)本新株予約権付社債の所持人に対して通知したうえで、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、当該スクイーズアウト事由に係る当社普通株式の取得日より前で、当該通知の日から14東京営業日目以降30東京営業日目までのいずれかの日とする。)に、残存する本社債の全部(一部は不可)を、上記(ロ)記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額(その最低額は本社債の額面金額の100%とし、最高額は本社債の額面金額の180%とする。但し、償還日が2019年9月7日から2019年9月19日までの間となる場合には、償還金額は本社債の額面金額の100%とする。)で繰上償還するものとする。

#### (ヘ) 当社が上記(イ)乃至(ホ)のいずれかに基づく繰上償還の通知を

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。

また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

行った場合、以後他の事由に基づく繰上償還の通知を行うことはできない。

また、当社が上記(ロ)若しくは(ホ)に基づき繰上償還の通知を行う義務が発生した場合又は上記(ハ)(i)乃至(iv)に規定される事由が発生した場合には、以後上記(イ)若しくは(ニ)に基づく繰上償還の通知を行うことはできない。

③ 買入消却

当社又は当社の子会社は、スイス中央銀行の規制並びにその他適用法令及び規則に従い、買取人を通して、いつでもいかなる価額でも本新株予約権付社債を買い入れることができる。当社又は当社の子会社が本新株予約権付社債を買い入れた場合、当社又は当社の子会社は、買い入れた本新株予約権付社債を消却のために Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S. A. に引き渡すことができ、Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S. A. は、引き渡された本新株予約権付社債に係る本社債を直ちに消却するものとする。

④ 債務不履行等による強制償還

本社債に関する支払義務の不履行その他本新株予約権付社債の要項所定の一定の事由が発生し、Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S. A. が残存する本社債の期限の利益喪失宣言の通知をした場合には、当社が当該通知を受領した後 15 日以内に当該事由を治癒し、又は本新株予約権付社債の要項所定のその他の措置をとらない限り、当社は、残存する本社債の全部につき期限の利益を失い、額面金額の 100% の価額で償還しなければならない。

(5) 本新株予約権付社債券の様式

本新株予約権付社債については、無記名式の新株予約権付社債券（以下「本新株予約権付社債券」という。）を発行するものとし、本新株予約権付社債券を記名式とすることを請求することはできないものとする。

(6) 本社債の担保又は保証

なし。

(7) 特約

① 追加額の支払

本社債に関する支払につき、現在又は将来において日本国の又は日本国内の課税当局により租税公課を源泉徴収又は控除することが要求された場合には、当社は、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合を除き、日本国非居住者又は外国法人である本新株予約権付社債の所持人に対する当該源泉徴収又は控除後の支払金額が当該控除を行わなかった場合の支払金額に等しくなるように追加額を支払う。

② 担保設定制限

当社は、本社債が残存する限り、現在又は将来の外債又は外債に

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。

また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

対する保証、補償その他類似の債務につき、その所持人のために、当社の現在又は将来の資産又は収入に対して質権、抵当権その他の担保を付さない。但し、当該担保を同時に同等の比率をもって本新株予約権付社債にも付す場合又はMizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A. が当該担保と同等以上であると認める他の担保若しくは保証若しくは本新株予約権付社債の社債権者集会の特別決議により承認された他の担保若しくは保証を本新株予約権付社債に付す場合は、この限りでない。上記の「外債」とは、当社又は第三者の発行する償還期間が1年を超える日本法上の社債のうち、(イ)日本円以外の通貨建のもの又は円貨建でその元本総額の過半が当社若しくは当該第三者により若しくは当社若しくは当該第三者の承諾を得て当初日本国外で募集若しくは販売されるものであって、かつ(ロ)日本国外の証券取引所、店頭市場若しくはこれに類するその他の市場で、相場が立ち、上場され若しくは通常取引されるもの又はそれを予定されているものをいう。

(8) 本 社 債 の 償 還 金 Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A.  
支 払 場 所  
( 支 払 代 理 人 )

8. 上 場 該当事項なし。
9. 安 定 操 作 取 引 該当事項なし。
10. 取 得 格 付 本新株予約権付社債に関して、格付を取得する予定はない。
11. その他本新株予約権付社債発行に関する必要事項は、当社代表取締役及び代理人が決定する他、買取契約書に定めるところによる。

以 上

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

(ご参考)

## 1. 調達資金の使途

### (1) 今回調達資金の使途

本新株予約権付社債の発行による手取金約1億米ドルについては、2015年12月末日までに、以下に充当することを予定しております。

- ① 当社米国子会社のNHKインターナショナルがその株式を100%保有するニッパツメキシコにおける、自動車用懸架ばね（スタビライザ及びコイルばね）事業のための、事業資金及び設備投資資金として、約14百万米ドル、同じくNHKインターナショナルがその株式を33.3%保有するトープラファスナー・ド・メヒコにおける事業資金及び設備投資資金として、約8百万米ドル。
- ② 当社米国子会社4社における設備投資資金として、NHK オブアメリカサスペンションコンポーネンツ（NASCO）で約18百万米ドル、ニューメーサーメタルス（NMMI）で約25百万米ドル及びNHK シーティングオブアメリカ（NSA）で約15百万米ドル、並びにNHK スプリングプレジジョンオブアメリカ（NSPA）における設備投資資金として約7百万米ドルの、合計約65百万米ドル。
- ③ 次世代軽量化巻ばねの研究開発投資資金として、約5百万米ドル。
- ④ その他海外子会社の運転資金のための貸付金などに残額を充当予定。

### (2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

### (3) 業績に与える影響

今期の業績予想に変更はありません。

## 2. 株主への利益配分等

### (1) 利益配分に関する基本方針

当社では長期にわたる経営基盤の確立のため、連結業績及び配当性向などを総合的に勘案した、安定的な配当の継続を基本としております。

### (2) 配当決定に当たっての考え方

配当決定に際しては、上記基本方針に基づき、経営環境及び業績等を勘案して決定しております。

### (3) 内部留保資金の使途

内部留保金につきましては、企業体質の強化に努めるとともに長期的視野に立ちグローバルな事業拡大に向けて資金需要に備える所存でございます。

### (4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期
1株当たり連結当期純利益	71.47円	83.70円	101.60円
1株当たり年間配当金 (内1株当たり中間配当金)	15.00円 (7.00円)	16.00円 (8.00円)	20.00円 (10.00円)
実績連結配当性向	21.0%	19.1%	19.7%
自己資本連結当期純利益率	11.2%	11.8%	12.1%
連結純資産配当率	2.4%	2.2%	2.4%

(注)1. 1株当たり連結当期純利益は、普通株式の期中平均株式数に基づき算出しております。

2. 実績連結配当性向は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結当期純利益で除した数値であります。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。

また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

3. 自己資本連結当期純利益率は、連結当期純利益を自己資本(少数株主持分控除後の連結純資産合計で期首と期末の平均)で除した数値であります。
4. 連結純資産配当率は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結純資産(期首と期末の平均)で除した金額であります。

### 3. その他

#### (1) 配分先の指定

該当事項はありません。

#### (2) 潜在株式による希薄化情報

転換価額が未定のため、算出しておりません。転換価額の確定後、お知らせいたします。

#### (3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

##### ①エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

##### ②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期	平成27年3月期
始 値	824円	889円	983円	952円
高 値	919円	998円	1,373円	1,042円
安 値	608円	600円	909円	816円
終 値	890円	981円	957円	1,009円
株価収益率(連結)	12.5倍	11.7倍	9.4倍	—

(注)1. 平成27年3月期の株価については、平成26年9月2日現在で表示しています。

2. 株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3. 株価収益率は、決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり連結当期純利益で除した数値であります。なお、平成27年3月期については未確定のため記載しておりません。

#### (4) ロックアップについて

当社は、当該募集に関する本新株予約権付社債に関する買取契約書の締結日から払込期日後180日間を経過するまでの期間中、買取人を代表する Mizuho International plc の事前の書面による同意なく、当社普通株式、当社普通株式に転換若しくは交換されうる証券若しくは当社普通株式を受領する権利を表章する証券の発行等、又は株式等の全部若しくは一部を直接若しくは間接に移転するデリバティブ取引等の締結(但し、単元未満株主の売渡請求による当社普通株式の売渡し、本新株予約権付社債の発行、本新株予約権の行使による当社普通株式の交付、当社並びに当社子会社及び当社関連会社の取締役及び従業員向けのストックオプション等の付与、既存のストックオプション等の行使による当社普通株式の発行、株式分割による当社普通株式の発行、その他適用法上の要請による場合等を除く。)を行わない旨を合意しております。

以上

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。